

Contents *住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業、知るなら今でしょ! ~住マイルコラム特別編~

*高齢者問題を中村が斬る *SPECIAL ユニリッチ *リーシング速報 *コラム

第3回

住宅確保用配慮者あんしん住居推進事業 表1

I 対象住宅要件	①住戸の床面積は原則として 25㎡以上 ② 住宅設備 を有すること(台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室) ③現行の 耐震基準 に適合している事 ④一定の バリアフリー 化がなされていること ※2 箇所以上の手すり設置、屋内の段差解消、車いすで通行可能な廊下幅の確保のいずれかに対応。
II 入居対象者	一定の所得以下の 高齢者世帯、障がい者等世帯、子育て世帯 であって現に住宅に困窮している世帯 ※大阪府の高齢者、障がい者、子育て世帯の収入基準は259,000円以下 ※従前居住地が持家でない者
III 上限月額家賃	106,000円(大阪市) 94,000円(吹田市) 89,000円(堺市) 89,000円(東大阪市) 85,000円(枚方市) 81,000円(大東市)
IV 管理期間	事業完了後 10年間以上
V 住宅情報の登録	居住支援協議会に対し対象住戸に係る情報を登録すること
VI 対象地域	居住支援協議会が対象住宅の登録や情報提供等を行う地域

「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」(以下、あんしん住居事業)が2015年7月より申請が開始しました。

この事業は、「高齢者世帯、障がい者等世帯、子育て世帯の居住の安定確保に向け、居住支援協議会との連携や適切な管理の下で、空家等を活用し一定の質が確保された賃貸住宅の供給を図るため、空家等のリフォームやコンバージョンに対して支援する」と定義されています。

この事業内容を詳しく、表をもとにみていきます。

**住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業
この制度、知るなら今でしょ!**